

ひとり親家庭等医療費助成の紹介

■ 助成内容 ■

市内に住所を有するひとり親家庭等の方が、病院・薬局等で診療や調剤等を受ける際に、健康保険が適用される医療費について、自己負担金の一部を助成する制度です。

■ 助成対象者 ■

ひとり親家庭等の父又は母、又は両親のいない児童を養育している方で次の児童を監護している方及びその児童。(18歳に達した日以降に迎える最初の3月31日までの児童。一定の障がいがある児童は20歳未満)

- ① 父又は母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障がいを有する児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ 棄児などで出生の事情が明らかでない児童

ただし、次の方は対象になりません。

- ① 医療保険に加入していない方
- ② 生活保護を受けている方
- ③ 重度心身障がい者医療費助成(県障)の受給者の方
- ④ 児童福祉施設などに入所したり、里親に委託されている方
- ⑤ 離婚の場合、元夫又は元妻の健康保険に加入されている方
- ⑥ 所得制限を超える方

■ 所得制限限度額 ■

この表の所得制限限度額以上の場合は助成の対象になりません。

扶養親族等の数	申請者本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入ベース	所得ベース	収入ベース	所得ベース
0人	3,343,000円	2,080,000円	3,725,000円	2,360,000円
1人	3,850,000円	2,460,000円	4,200,000円	2,740,000円
2人	4,325,000円	2,840,000円	4,675,000円	3,120,000円
3人	4,800,000円	3,220,000円	5,150,000円	3,500,000円
4人	5,275,000円	3,600,000円	5,625,000円	3,880,000円
加算	同一生計配偶者(70歳以上の対象配偶者)又は老人扶養親族がある場合1人につき100,000円を加算 特定扶養親族がある場合1人につき150,000円を加算		同一生計配偶者(70歳以上の対象配偶者)又は老人扶養親族がある場合1人につき60,000円を加算 ただし、老人扶養親族のみのときは1人を除いた1人につき60,000円を加算	

※ 収入額は給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額です。

※ この表は、ひとり親医療について認められている障害者控除、医療費控除などの所得控除を行った後の所得について適用します。

※ 養育費を受け取っている場合は、その8割を本人の所得に含めます。

※ 扶養義務者とは、三親等以内の直系血族の方になります。

■ 助成の内容 ■

医療費の自己負担額（2割又は3割負担）から次の一部負担金を除いた額を助成します。

● 一部負担金 ●

- 通院：1回 530円（同医療機関等において月4回まで。5回目以降は無料）
入院：1回 1,200円（差額ベッド代など保険適用外は対象外）
訪問看護：1回 250円
調剤：一部負担金はいたしません。

■ 交付申請にお持ちいただくもの ■

- ① 申請者と児童の資格確認書など加入医療保険情報が分かるもの
（名前・保険者番号・保険者名・記号・番号（枝番含む）・被保険者名・資格取得日（認定日）が記載されているもので、離婚の場合は元配偶者の扶養から外れたもの）
 - ② 申請者と児童の戸籍謄本（離婚等の記載のあるもの）
 - ③ マイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードなど）
 - ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）
- ※ 申請者、対象児童及び同居の親族のマイナンバーの記入が必要です。また、申請者のマイナンバー等の確認のため、③④の書類をご用意ください。
- ※ 児童扶養手当証書を提示できる方は、②は省略できます。
- ※ その他申請書等は窓口にて用意してあります。
- ※ 必要な関係書類は申請する方のケースによって異なりますので、必ず窓口にてご確認ください。

■ 届出窓口 ■

- ・ 市民窓口課 市民総合窓口
- ・ 栄サービスセンター 総合窓口グループ
- ・ 下田サービスセンター 総合窓口グループ

★ 市民窓口課 市民総合窓口での手続は予約ができます。

予約がない人も手続はできますが、お待ちいただくことがあります。
栄・下田各サービスセンターでの手続は予約不要です。

- オンライン予約：[QRコード]
- 電話予約：050-1809-8310
（子育て・福祉手続専用）



その他

- ※ 子育て支援サイトに、その他の制度について概要を掲載しています。
制度の詳細については、子育て支援課までお問い合わせください。



◆ 問合せ ◆ 三条市教育委員会 子育て支援課 子育て支援係
〒959-1192 三条市新堀1311番地 TEL 0256-45-1113